

議会運営委員会会議録

(令和4年3月1日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和4年3月1日(火)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

議員	少林法子
----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

(総務課)

課長	浅海宏貴
----	------

(企画財政課)

課長	立花慶司
----	------

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議事日程について
- (2) 議案の概要説明とその取扱いについて
- (3) 請願・陳情等の取扱いについて
- (4) 追加議案について
- (5) 各委員会等の開催について
- (6) 議会に関する確認について

【その他】

- (1) 議会基本条例の検証について
- (2) その他

開会 10時00分

閉会 10時50分

○鷹野副委員長 おはようございます。定刻になりましたが、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、委員長、挨拶をお願いいたします。

○山下委員長 おはようございます。議会運営委員会の招集をしましたところ、全員の出席をいただき、ありがとうございます。今日は当初予算の審査ということで、いつものことですが委員の皆さんには建設的な意見を期待しております。

それでは早速協議に入りたいと思います。まず、議事日程について、会議録署名議員は、1番、尾崎議員、2番、嘉喜山議員です。

会期の日程、3月8日から3月18日までの11日間よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、諸般の報告、議長の活動状況報告は初日の3月8日、例月出納検査報告、陳情等の取扱い報告も初日の3月8日に行います。

続きまして、議案の概要説明とその取扱いについて、理事者提案に関するものは34案です。条例の制定・改正9案、契約関係1案、補正予算10案、当初予算11案、その他3案です。

理事者提案に係る議案について、最初に総務課長から、条例、契約関係、その他の議案について説明を求めます。

浅海総務課長。

○浅海総務課長 今回、私のほうから予算議案以外につきまして、日程順に簡潔に御説明をさせていただきます。

まず、第2号議案、愛南町国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたします。

本案につきましては、健康保険法・地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。改正の概要といたしましては、少子化対策、子ども・子育て支援の拡充を図るため、国民健康保険税の被保険者均等割額について、未就学児を対象に5割を軽減するものであります。

改正内容について説明をいたしますので、4ページの新旧対照表を御覧ください。第3条から第5条の2までは、見出しにおける規定の明確化を図るための改正等であります。

第6条は不要な規定を削り、第13条は法改正に合わせ、「同条」を「その減額後」に改めます。

第23条は、5ページ、第1項の第1号から6ページの第3号までにおいて、区分の規定の明確化を図るための表記の追加であります。6ページ中段、第2項は、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者における均等割額を減額するための規定を追加するもので、第1号は、基礎課税額の均等割額に係る軽減区分ごとの減額する額を、第2号は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額に係る軽減区分ごとの減額する額を、それぞれ規定しております。

7ページ上段、第23条の2、下段、附則の第5項及び8ページ、第6項から12ページの第16項までは、改正に伴い、引用する項を特定するための改正であります。

議案の3ページにお戻りください。附則として、この条例は、公布の日から施行し、未就学児における被保険者均等割額の減額に関する改正規定及び次項の適用区分の規定については、令和4年4月1日から施行することとしています。当日は山本税務課長が説明を行います。

次に、第3号議案、愛南町立保育所条例の一部改正について御説明をいたします。

本案は、休止となっております保育所の廃止に伴い、条例の一部を変更いたしたく提案するものであります。

2ページの新旧対照表を御覧ください。愛南町立長崎保育所の廃止に伴い、別表から当該保育施設の記載を削除いたします。

1ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行すること

としております。当日は幸田保健福祉課長が説明を行います。

次に、第4号議案、愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について御説明をいたします。

先般の議員全員協議会におきまして報告をさせていただきました、観光イベント補助事業の開催に当たって、民間活力を引き出し地域の活性化を図るため、補助金申請を審査するための委員会について、設置するため、条例の一部改正をするものであります。

改正内容について説明しますので、2ページの新旧対照表を御覧ください。別表、「1 町長の附属機関」の表、「愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会」の項について、愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定に伴い廃止し、「愛南町観光振興等イベント審査委員会」の項に改めます。担任する事務は、別に定める観光振興等イベントに係る補助金の交付申請の審査に関することとあります。委員の構成は、観光産業や金融機関の関係者、行政協力員の代表者、また第3条第2項の規定による公募委員を予定しており、委員人数は10人以内としております。委員の任期は、委嘱の日から2年間としております。

1ページの議案にお戻りください。附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。当日は兵頭商工観光課長が説明を行います。

次に、第5号議案、愛南町教職員住宅条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の一部改正は、現在、使用していない赤水教員住宅を移住お試し住宅として活用するため、提案するものであります。

改正内容について説明しますので、2ページの新旧対照表を御覧ください。改正前の別表第1及び別表第2の中のそれぞれ赤水小学校教員住宅の項を削ります。

1ページの議案にお戻りください。附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。当日は岩井学校教育課長が説明を行います。

次の、第6号議案、愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、先般の議員全員協議会にて報告をさせていただきましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。当日は中平消防長が説明を行います。

次に、第7号議案、愛南町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、本条例中の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、個人情報保護に関する法律に統合する改正がされたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、第8号議案、愛南町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、愛媛県東京事務所等へ職員の派遣が生じた場合に、給与法及び人事院規則に基づき、地域手当の支給が必要となるため、条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

3ページの新旧対照表をお開きください。第8条の2第1項については、民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給する規定を定め、第2項については、地域手当の月額額は級地の区分に応じて支給する旨を定めております。第3項については、地域手当の級地は、町長が規則で定めるものとしております。

議案の2ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、第9号議案、愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、関係条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

2 ページの新旧対照表をお開きください。改正案の第 2 1 条第 1 項については、妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業に関する制度の周知及び意向確認の措置を講ずることを定め、同条第 2 項については、職員が申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがない旨を定めております。第 2 2 条については、育児休業の承認が円滑に行われるよう、職員研修の実施や相談体制など勤務環境を整備することを定めております。

議案にお戻りください。附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、第 1 0 号議案、愛南町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、地方公務員法第 2 6 条の 5 の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し、大学等の課程の履修または国際貢献活動のいずれかの事由により休業することができることを新たに定め、条例を制定いたしたく提案するものであります。

内容について説明いたしますので、2 ページをお開きください。第 1 条から第 3 条では、条例の趣旨、自己啓発等休業の承認、休業の期間について定めております。第 4 条では、対象となる大学等教育施設について、第 5 条では、対象となる国際貢献活動について定めております。第 6 条及び 3 ページの第 7 条から第 9 条につきましては、申請から活動の報告等について指定しております。第 1 0 条については、自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合の規定を定めております。

次に、4 ページをお開きください。第 1 1 条については、退職手当の取扱いについて定めております。第 1 2 条については、必要事項の委任に関する規定であります。

最後に、附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

第 7 号議案から第 1 0 号議案の 4 議案につきましては、当日、私が説明を行います。

次に、第 1 1 号議案、R 3 魚神山漁港海岸保全施設整備連携工事請負契約の変更について御説明いたします。

本案は、令和 3 年 1 2 月 1 3 日に請負契約の議決を受けている工事の変更契約に係るものであります。今回、入札の結果生じた減少金などを充当して、事業促進を図り早期完成を目指すため、変更設計を行い、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更工事の内容については、添付図面により説明しますので、2 ページを御覧ください。施工場所は魚神山漁港、真浦地区であります。

次に、3 ページの平面図及び 4 ページの縦断図を御覧ください。赤色に黒の斜線部分が対象の契約部分です。5 ページの標準断面図を御覧ください。赤色に黒の斜線部分が施行部分となります。変更内容は、消波ブロックの追加製作で、当初 4 4 4 個から 3 2 個増工して 4 7 6 個の製作を行う計画であります。

最初のページにお戻りください。契約の内容については、1 から 4 の記載のとおりであります。当日は長田水産課長が説明を行います。

次に、第 1 2 号議案から第 3 2 号議案まで飛ばしていただきまして、第 3 3 号議案、愛南町道路線の認定について御説明いたします。

本案は、道路法の規定により、平畑内尾串線の町道認定を行うため、提案するものであります。平畑内尾串線ですが、2 ページの位置図のとおり、増田地区になります。

3 ページを御覧ください。赤で着色した部分は、国土交通省において国道 5 6 号増田視距改良工事が実施されていた区間で、昨年 1 2 月 1 8 日に新たに供用が開始されました。それまで国道 5 6 号として使用していた黄色に着色した部分を町道として引継ぎを受けるものであります。本路線の延長は 9 2 3 メートルであります。

次に、第 3 4 号議案、同じく愛南町道路線の認定について御説明いたします。

本案につきましても 3 3 号議案同様に、道路法の規定により、町道認定を行うため、提案す

るものであります。本案は榎月竹倉線になります。2ページの位置図のとおり、船越地区であります。

3ページを御覧ください。黄色で着色した部分が今回認定を受けようとする榎月竹倉線でございます。本路線は西海地域の防災活動拠点となる旧西海中学校と県道平城高茂岬線をつなぐ道路です。起点は船越1番地先で、終点が船越37番1地先となります。延長は356.3メートル、幅員5.0メートルから21.2メートルであります。

最後に、第35号議案、愛南町道路線の廃止について御説明をいたします。

本案は、道路法の規定により、町道平山北2号線の町道の廃止をいたしたく提案するものであります。2ページの位置図のとおり、平山地区になります。

3ページを御覧ください。黄色で着色した部分が平山北2号線です。本路線は、農林課において御荘平山地区水利施設等保全高度化事業を実施するため、御荘平山1460番地先から御荘菊川1429番地先までの延長1,258.9メートルの町道を廃止し、農道として事業を展開する農林課に引継ぎをするものであります。当日は、32号議案から34号議案の3件は、濱建設課長が説明を行います。

私のほうからの説明は以上でございます。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑はございませんか。

石川委員。

○石川委員 35号議案のこの平山北2号線、町道を廃止して農道ということになるんですが、この先に民家が1軒あるんですが、これ農道になった場合、この道路の保守はどのようになるのでしょうか。

○山下委員長 浅海総務課長。

○浅海総務課長 農道の管理者であります農林課のほうで維持補修を行うということになります。

○山下委員長 よろしいですか。

金繁委員。

○金繁委員 幾つかあるんですけども、まず、8号議案の給与の級地は町長が定めるということなんですけど、これはいつ頃決めるんですかね。それから内容的にはどういう内容を考えていらっしゃるのか、まずお願いします。

○山下委員長 浅海総務課長。

○浅海総務課長 給地の区分は条例改正した時点、同時進行で定めるということになりますけど、級地は1給地が東京特別区、それから2給地が大阪・横浜市といったようにして、支給割合は1給地であれば100分の20、2給地であれば100分の16というふうな決まりで規則を定めていく予定としております。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 分かりました。次に、34号議案の、町道にするということなんですけど、33号のほうはなぜ町道になるかの説明があったんですけど、34号は理由の説明をお願いできますか。

○山下委員長 浅海総務課長。

○浅海総務課長 これから工事をしていく上で、補助対象となるためには町道認定になっておく必要があるというふうなことは担当課のほうからお聞きをしております。ですので、先に町道認定の議案を出させていただいたということです。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 これは新設の町道の話ですよ、今度、当初予算に入ってくるのは。

○浅海総務課長 はい、そうです。

○金繁委員 それを先に認定、あれしとかないといけないんですか、町道にしとかんと。

○浅海総務課長 しておかないと補助対象にならないというふうに担当課のほうから聞いており

ます。

○金繁委員 国とかの。

○浅海総務課長 はい。

○金繁委員 分かりました。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 内容的にいいなと思う第10号議案ですとか、育児の9号議案とかあるんですけども、せっかく条例改正、今回九つもあるということで、こういう、内容的にもぜひ町民の方にも知ってもらったほうがいいと、民間への影響という意味でも知ったほうがいいと思うんですけど、議運ではここでこうやって質疑できるんですけど、本会議では3回だけなので、理解を深めるために何かもっと内容を聞く機会を頂けたらと思うんですけど。

本会議でぱっと出されて、これほかの議員さんは、その場での説明ではなかなか理解できないと思うんですね。そういう機会を設けていただくわけにはいかないんですかね。配付はされるんですけど、理解が……。

○山下委員長 浅海総務課長。

○浅海総務課長 2月の全員協議会で、3月に提案する案件についての報告の選定については、理事者と協議をして決めた結果で、今回これらが漏れたというか、説明をしていない部分もあったんですけど、それと条例を制定するとなると限定的ですけど、住民の意思を聞く意見表明制度、パブコメ等も対象になる内容についてはするということですが、今回のこの職員に関係する自己啓発休業につきましてはその対象とならないということで、パブコメもしなかったという経緯であります。

○山下委員長 よろしいですか。

金繁委員。

○金繁委員 従来そうやってこられて、その説明も理解しますが、やはり町民主体のまちづくりということを掲げていて、本当にこれで議員が理解して、議決できるのかという難しいと思うんですよ、実際には。なので、今後、こういう全協で漏れた議案については、説明の機会をまた補っていただけるように私としてはお願いをしたいんですけど、いかがでしょうか。

○山下委員長 これ9日の全員協議会、勉強会がありますので、そこでもう時間を取ってじっくり聞いていただけたらと思いますが。

(発言する者あり)

○山下委員長 本多事務局長、その勉強会での、この案件についての質問は。

本多事務局長。

○本多事務局長 この条例案については3月8日の初日に多分審議されることになると思いますので、その後になってしまいます。

○山下委員長 すみません。今そういう意見として、今後、もう今回急にそれはできませんので、今後の課題ということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 ないようですので、続いて、立花企画財政課長から、補正・当初予算関係の議案について説明を求めます。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 それでは、私のほうから予算に係る議案について、第12号議案、令和3年度愛南町一般会計補正予算(第13号)についてから、第21号議案、令和3年度愛南町病院事業会計補正予算(第1号)についてまでの補正予算、10の議案について説明をします。資料はタブレットに掲載のファイル名「概要説明書_第12-19号議案_企画財政課」の令和

3年度3月補正予算概要説明書になります。

最初に、3ページを御覧ください。中段、令和3年度3月補正予算会計別総括表に記載のとおり、一般会計補正予算額は、9,468万7,000円を減額し、予算の総額を166億4,529万4,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容を説明しますので9ページを御覧ください。

一般的に、入札減少金、事業費確定による減額が大部分を占める補正予算となっておりますが、その中で、増額する主なものとしては、2款総務費の①寄附金事業、④バス路線維持助成金、4款衛生費の②子ども医療給付事業（児童・高校生等）、⑥上水道事業会計補助金、6款農林水産業費の⑤水産物供給基盤機能保全事業（国庫）、⑥漁港機能増進事業（国庫）、7款商工費の②温泉事業等特別会計操出金、④ゆらり内海指定管理委託料、11款災害復旧費の①東敦盛線・荒谷線道路災害復旧工事、②名元川河川災害復旧工事、13款諸支出金の①基金積立金などであります。

続いて、歳入について説明しますので、8ページを御覧ください。

歳入も歳出と同様、減額が大部分を占めておりますが、増額する主なものとしては、1款町税の①町民税（個人）、②固定資産税、③たばこ税、2款地方譲与税の①地方揮発油譲与税、②自動車重量譲与税、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税の①普通交付税、12款分担金及び負担金の②老人保護措置費負担金、③保育所保護者負担金、14款国庫支出金の②道路災害復旧費負担金、③河川災害復旧費負担金、⑥新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、15款県支出金の①国民健康保険基盤安定費負担金、⑤漁港機能増進事業費補助金、16款財産収入の①土地売却収入等、21款町債の④災害復旧事業債などであります。

当日は木原副町長が提案説明をいたします。

3ページに戻っていただき、中段の総括表に記載の国民健康保険特別会計は、559万4,000円を減額し、予算の総額を30億6,709万5,000円とするもので、補正予算の主な内容は、特定健康診査等事業費の減額によるものであります。

後期高齢者医療特別会計は、636万円を増額し、予算の総額を3億2,876万円とするもので、補正予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものであります。

以上2議案について、当日は中田町民課長が提案説明をいたします。

次に、介護保険特別会計は、3,054万9,000円を減額し、予算の総額を32億4,962万6,000円とするもので、補正予算の主な内容は、保険給付費及び地域支援事業費の減額によるものであります。当日は土幡高齢者支援課長が提案説明をいたします。

次に、小規模下水道特別会計は、340万円を減額し、予算の総額を1億4,410万円とするもので、補正予算の主な内容は、公営企業会計適用移行業務委託料の入札減等によるものであります。

浄化槽整備事業特別会計は、2,074万1,000円を減額し、予算の総額を1億6,030万円とするもので、補正予算の主な内容は、浄化槽設置基数の減による浄化槽購入費の減額によるものであります。

以上2議案については、当日は山本環境衛生課長が提案説明をいたします。

次に、温泉事業等特別会計は、1,317万3,000円を減額し、予算の総額を7,569万4,000円とするもので、補正予算の主な内容は、燃料費、賄材料費等の減額によるものであります。

当日は尾崎一本松支所長が提案説明をいたします。

次に、旅客船特別会計は、23万8,000円を減額し、予算の総額を3,093万8,000円とするもので、補正予算の主な内容は、修繕料の減額によるものであります。

当日は吉田西海支所長が提案説明をいたします。

ページ中ほどの上水道事業会計は、歳入では、水道事業収益において、他会計補助金の増により1,580万円の増額、資本的収入において、一般会計出資金等の減により1,390万円の減額としております。

歳出では、水道事業費用において、消費税及び地方消費税の増により1,580万円の増額、資本的支出において、建設改良費における入札減等により2,575万4,000円の減額としております。

当日は池田水道課長が提案説明をいたします。

次に、病院事業会計は、歳入では、病院事業収益において、医業収益の減等により380万円の減額、資本的収入において、一般会計補助金等の減により960万円の減額としております。

歳出では、病院事業費用において、医業費用等の減により380万円の減額、資本的支出において、施設整備費における入札減により1,700万円の減額としております。当日は赤松一本松病院事務長が提案説明をいたします。

以上、令和3年度補正予算、10の議案の概要説明とします。

続いて、第22号議案、令和4年度愛南町一般会計予算についてから、第32号議案、令和4年度愛南町病院事業会計予算についてまでの11の議案について説明をします。

例年、議会定例会初日の翌日に議員全員協議会において、担当課より詳細な説明をしておりますので、本会では、令和4年度愛南町当初予算説明資料に沿って概要の説明をします。資料はタブレット掲載のファイル名「説明資料（一般会計）__第22号議案__企画財政課」の令和4年度一般会計当初予算説明資料になります。

最初に、4ページを御覧ください。こちらでは、当初予算編成に当たっての方針を、5ページから6ページでは、令和4年度当初予算の概要として、総合計画に掲げる5つの政策ごとの概要を記載しております。

次に、7ページでは、一般会計をはじめ、各特別会計の予算規模を記載しております。表上段の一般会計予算については、令和4年度予算額は141億9,000万円で、令和3年度に比べ4億9,000万円の増、率にして103.6%の予算となっております。

8ページから10ページでは、一般会計の歳入の概要を、11ページから14ページでは、一般会計の歳出の概要を記載しております。

一般会計の目的別の内訳を説明いたしますので、12ページを御覧ください。令和3年度当初予算と比較して増額となっておりますものは、1款議会費、2款総務費、3款民生費、6款農林水産業費、8款土木費、13款諸支出金、14款予備費であり、減額となっておりますものは、4款衛生費、7款商工費、9款消防費、10款教育費、11款災害復旧費、12款公債費となっております。

14ページを御覧ください。こちらでは、地方債と基金の残高の推移を、15ページからは、主要事業の概要説明として、全体事業数623事業のうち主要な493事業について、取組内容等を記載しております。

主要事業概要説明書の様式の項目について説明しますので、17ページを御覧ください。上段右に予算書のページを、上段の表は基本情報として事業名称、総合計画の体系等を、その下の表に事業目的と事業取組の手段等を、中段の表は事業の活動指標、成果活指標及び事業費を、大きな区切り下の中段の表は事業の開始背景などを記載しております。下段左の表は事業の実績評価等を記載しておりますが、昨年度の実績評価は令和2年度を、今年度の進捗状況は令和3年度を指しております。

ページは飛びますが最終ページ、535ページを御覧ください。こちらには、今年度4つの議員提案のありました事業への対応方針を記載しております。議会当日は、清水町長が4ページからの内容に沿って説明をし、その後、一般会計の歳入歳出について概要を説明いたします。

最後に、7ページに戻っていただき、上段の表中2行目、国民健康保険特別会計から、10ある特別会計予算について記載しております。それぞれ予算額の増減はありますが、一般会計と同じく議員全員協議会において、担当課より説明をする予定としておりますので、説明は割愛させていただきますが、国民健康保険特別会計から公共用地先行取得特別会計の8会計についても、一般会計と同様の当初予算説明資料を添付しております。

議会当日は、木原副町長が、国民健康保険特別会計から公共用地先行取得事業特別会計までの8会計について概要説明をし、水道・病院の企業会計については、それぞれの担当課長が概要を説明いたします。

以上で説明を終わります。

○山下委員長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 質疑はないようなので、これで終わります。

続きまして、議会提案に関するものは、初日はありません。議案の審議方法、一括提案、第22号議案から第32号議案までの当初予算については、続けて11議案の提案説明、町長、副町長、水道課長、病院事務長とし、質疑、討論、採決は別々に、最終日18日に行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、第33号議案から第35号議案までについては、関連性があるため一括提案とし、質疑、討論、採決は別々にするということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 補正予算の質疑の方法、第12号議案の一般会計補正予算については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、第13号議案から第19号議案までの特別会計補正予算7議案については、歳入歳出全般を通じて質疑を行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、第20号議案と第21号議案の事業会計補正予算2議案については、予算書全般を通じて行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、当初予算の質疑の方法、第22号議案、一般会計予算については、歳出は1から4款、6から8款、9から14款の3つに区切り、それぞれ3回、歳入は全体を通じて3回、第2表債務負担行為及び第3表地方債をまとめて3回行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、第23号議案から第30号議案までの特別会計8議案については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、第31号議案と第32号議案の事業会計予算2議案については、予算書全般を通じて質疑を行います。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 請願・陳情等の取扱いについて、現在、受理件数は3件です。請願は出ておりません。陳情等一覧表のとおり、陳情が3件出ております。陳情等については、現段階では議長預かりとし、趣旨に賛同する議員においては、所定の賛成者をもって議案として提出をするということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、追加議案について、理事者提案について、浅海総務課長、確認をお願いします。

浅海総務課長。

○浅海総務課長 追加提案はございません。

○山下委員長 続きまして、議会提案について、本多事務局長。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会提案につきましては、正副議長研修の議員派遣の件、そして閉会中の所管事務調査（継続）について提案する予定です。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。ここまでで質疑のある方ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○山下委員長 ないようですので、ここで執行部は退出いたします。どうもお疲れさまでした。

（執行部退席）

○山下委員長 続きまして、各委員会等の開催について、議会運営委員会の開催日は、一般質問等審議のため開催をいたします。3月11日、金曜日、10時からでよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○山下委員長 続きまして、会期中の常任委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会は、閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員会委員長は所管事務調査申出書を3月9日、水曜日、17時までに事務局へ提出をお願いいたします。

（「はい」と言う者あり）

○山下委員長 ここで、議運には各委員長がおそろいなので、ここで確認事項がありますので、本多事務局長の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 委員会中に口頭で委員外議員から発言の申出があった場合についてなんですけれども、発言を許す前に委員会の議決を採って、委員会に出席の上、発言を許す、この順序でお願いをいたしたいと思っております。

注意していただきたいのが、出席した委員外議員の発言は説明や質疑応答で、討論や採決には加わることはできません。委員外議員の発言する内容が分からないので、例えば一回休憩を取っていただいて、どんな発言をされるか聞いた上で、委員会出席が必要かどうか委員会で諮って、委員長が発言許可をする流れがいいのではないかとこのように考えております。仮に休憩中の発言で足りる場合は、委員会の議決も不要になると思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○山下委員長 ただいま事務局長から説明がありました。各委員長の皆さんは大変御苦労されると思いますが、休憩も利用して、委員会の進行をよろしくをお願いいたします。この件で質問ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○山下委員長 それでは、次、議員全員協議会について、別紙のとおり、3月9日、水曜日、及び10日、木曜日の両日、10時より議場にて、令和4年度愛南町一般会計予算及び8特別会計予算並びに2事業会計予算についての審査のため開催をいたします。

予算審査は一般会計歳出より開始するため、審査順序に合わせて各担当課が出席をするということでもよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○山下委員長 では、そうさせていただきます。

議会活性化特別委員会から要望のあった、当初予算に係る議員間協議については、全協で承

認のとおり、予算審査終了後に行います。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、議会初日に関する確認について、初日8日は、第32号議案、令和4年度愛南町病院事業会計予算についての説明までとしてよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 では、そうさせていただきます。

新型コロナウイルス対策について、前立てが設置してある演台のみマスクを外して発言可とする。

傍聴席については、距離を空けて22席とし、超える場合は議場前にテレビを設置する。

庁舎内の感染状況によっては、必要に応じて説明員の出席を休憩前に入替えるなど、間隔を空けるようにする場合があります。

監査委員の出席について、全協承認のとおり、議会運営方針によらず、コロナ対策の一環として、3月定例会は出席要求をしないということで確認なのですがよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、その他で、議会基本条例の検証についてを協議したいと思います。

これ配付資料がありますので、これは皆さんもタブレットに入れているので見ていただいていると思うんですが、ちょっとよろしいですか。報告書のページですが、2ページの2番、取組状況について記載をしております。そして4番、議員の意見は尊重して、そのまま別紙掲載としています。5番に議会運営委員会の総論として「検証まとめ」としました。報告書に対する意見がありましたらお聞きします。何か御意見ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○山下委員長 ないようですので、よろしければこれを報告書としたいのですが、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 再度確認させていただきますが、この、今後の予定は報告書を議長に提出するという事なんですが、この議長に提出者、全協で私が報告するという事でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 では、そうさせていただきます。

その他、何かございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 2ページの一番最後に書いてあります、愛南町ホームページに掲載というのは、町のサイトになるんですかね。それとも議会のサイトになるのでしょうか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 愛南町ホームページの議会のページを想定しております。

以上です。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 今後のことなんですけど、検証するのにこれ、検証する前に、ほかの議会はABCとか1234とか数字も書いてあって、そこの横に書いていくという方法があったと思うんですけど、来年の話にはなるんですけど、何かそういう工夫があったらもう少し皆さんも検証しやすいんじゃないかなというふうに思いましたので、意見だけ。

○山下委員長 令和4年度の検証については、そういう方向で進めたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 ないようなので、これ議会運営委員会を終わります。どうもお疲れさまでした。

委員長